イ　専門試験
専門的知識及び能力について、択一式により、次の科目の筆記試験を行う。
㋐　憲法
㋑　民法
㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目
ａ　刑法
ｂ　経済理論

⑶　試験期日　平成23年５月29日（日）

⑷　試験地
試験地は、次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に掲げる地とする。

受験者の区分	試　験　地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　静岡市　新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市　神戸市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　金沢市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市　岡山市　松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　熊本市　鹿児島市　那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市　盛岡市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　松山市

⑸　第１次試験合格者発表の期日　平成23年６月14日（火）

６　第２次試験　教養試験、専門試験及び口述試験とする。

⑴　対象者　第１次試験合格者。ただし、⑵のア及びイの筆記試験については、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法
ア　教養試験　課題に対する識見、判断力及び理解力について、論文式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識及び理論の応用能力について、論文式により、次の科目の筆記試験を行う。
憲法
ウ　口述試験　人柄などについて、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日
ア　教養試験及び専門試験　平成23年５月29日（日）
イ　口述試験　平成23年６月20日（月）から同年７月15日（金）までの間で、第１次試験合格者に送付する口述試験受験票により指定する日

⑷　試験地　第１次試験の試験地に同じ。
なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。

７　最終合格者発表の期日　平成23年８月11日（木）

８　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿は、高等裁判所の管轄区域ごとに作成し、最終合格者をその高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。

９　受験申込手続

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。
なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「事務官Ⅱ種受験案内請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手をはった返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、本人の写真（申込前３箇月以内に、脱帽、正面向き、上半身を撮影したもので、縦４センチメートル、横３センチメートルのもの）１枚をはって、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。
なお、封筒の表に「Ⅱ種受験」と朱書する。

⑷　受付期間　平成23年４月１日（金）から同月15日（金）まで
なお、平成23年４月15日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

⑸　試験地の変更禁止　受験申込みが受理された後は、試験地の変更は、認めない。

10　その他

⑴　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、受験申込先に行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

平成23年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成23年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験について、次のとおり告知する。

平成23年４月１日　最高裁判所

１　試験の名称　平成23年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験

２　対象官職　裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠（以下、「行政職俸給表㈠」という。）の職務の級２級相当の家庭裁判所調査官補

３　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職俸給表㈠の２級１号俸の俸給が支給される。このほか、一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

４　受験資格　昭和56年４月２日から平成２年４月１日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条に該当する者

５　第１次試験　教養試験及び専門試験とする。

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法
ア　教養試験　一般的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識及び能力について、記述式により、次の表の「出題分野」欄に掲げる出題分野のうち、受験者が選択する１つの出題分野に応じ、「科目」欄に定める科目のうち、受験者が選択する科目の筆記試験を行う。

出題分野	科　　目
心理学等	心理学又は心理学及び法律学
社会学等	社会学又は社会学及び法律学
社会福祉学等	社会福祉学又は社会福祉学及び法律学
教育学等	教育学又は教育学及び法律学

ただし、法律学とは、憲法、民法及び刑法とする。

⑶　試験期日　平成23年５月29日（日）

⑷　試験地　東京都、大阪市、名古屋市、広島市、福岡市、那覇市、仙台市、札幌市及び高松市

⑸　第１次試験合格者発表の期日　平成23年６月14日（火）

６　第２次試験　教養試験、専門試験及び口述試験とする。

⑴　対象者　第１次試験合格者。ただし、⑵のアについては、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法
ア　教養試験　課題に対する識見、判断力及び理解力について、論文式による筆記試験を行う。
イ　専門試験　専門的知識及び理論の応用能力について、論文式により、次に掲げる科目のうち、受験者が選択する２科目の筆記試験を行う。ただし、㋓と㋖は同時に選択できないこととする。
㋐　臨床心理学
㋑　発達心理学
㋒　社会心理学
㋓　家族社会学
㋔　社会病理学
㋕　社会福祉援助技術
㋓　児童福祉論
㋖　老人福祉論
㋗　教育方法学
㋘　教育心理学
㋙　教育社会学
㋚　民法
㋛　刑法
ウ　口述試験　人柄などについて、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日
ア　教養試験　平成23年５月29日（日）
イ　専門試験　平成23年６月18日（土）